

## 糸魚川市成年後見制度利用支援事業に関する事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、糸魚川市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成24年糸魚川市告示第78号。以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、要綱の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 成年後見人等 成年後見人、保佐人又は補助人をいう。
- (2) 被後見人等 成年後見人等の選任を受けた者のうち、65歳以上の者をいう。
- (3) 財産目録 家庭裁判所に対して報酬付与申立てを行う際に添付する所有する全ての財産と債務を記載した目録をいう。
- (4) 報酬決定額 成年後見人等に対する報酬の付与申立事件審判書に記載された報酬をいう。

### (対象者要件)

第3条 要綱第6条第2号に規定する者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 世帯員全員の市民税が課されていないこと。
- (2) 葬祭費等を目的とした預貯金等（以下「老人目的預金」という。）の額が、生活保護基準額の6か月分の額以下であること。
- (3) 日常生活に最低限必要な資産以外に活用できる資産がないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

### (成年後見人等に対する報酬に係る助成金の額の算定方法)

第4条 要綱第7条に規定する報酬の算定事務は、次のとおり行うものとする。

- (1) 助成金の額の算定は、被後見人等の在宅期間と施設入所期間（在宅以外の

期間で病院に入院する期間を含む。) を確認し、月を単位として行う。

- (2) 同一の月に在宅する期間と施設入所する期間が混在する場合は、当該月の助成金の算定は、在宅者とみなして行うものとする。
- (3) 被後見人等が死亡した後の報酬の助成については、遺留資産で不足する金額に限り助成する。
- (4) 助成金の額は、次の算定式により算出する。ただし、在宅の被後見人等にあっては月額 28,000 円を、施設に入所している被後見人等にあっては月額 18,000 円を上限とする。なお、算出した金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

$$\text{助成金額} = A - (B - C)$$

A : 報酬決定額

B : 財産目録による預貯金等の残額

C : 老人目的預金

## 附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。